

# 玉名市の給与・定員管理等について

市職員の給与や定員管理等の実態を市民の皆様にご理解いただくため、平成25年4月1日現在の状況を公表します。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	68,777	28,450,939	910,316	4,575,024	16.1	16.9

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与 B/A	(参考)類似団体一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	501	1,879,004	240,563	691,479	2,811,046	5,610	5,935

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

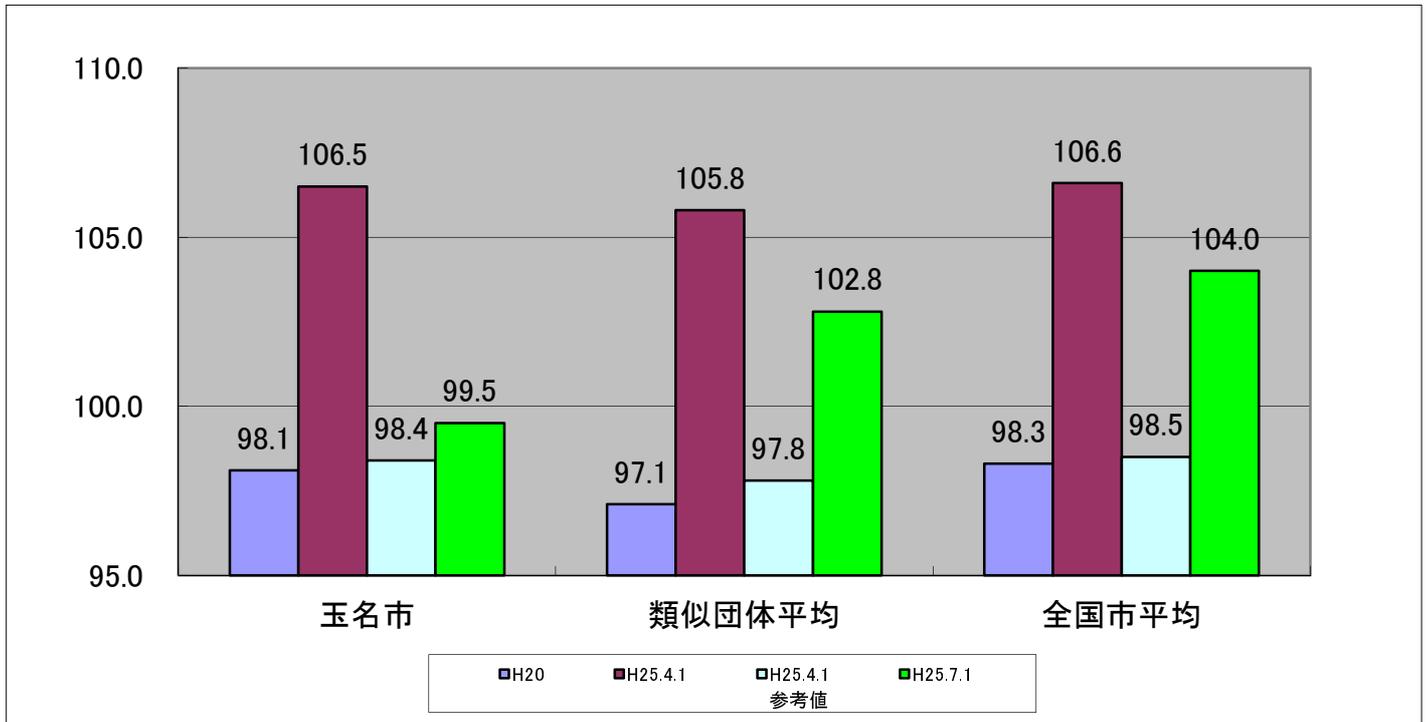
2 職員数は、24年4月1日現在の人数です。

### (3) 特記事項

#### (給与減額の状況)

国の要請を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
<b>【給料】</b> 行政給料表（一）1級及び2級（3.77%）、3級から6級（6.77%）、7級（8.77%）を減額 ラスパイレス指数の推移 H25.4.1現在 参考値 H25.7.1現在 106.9 98.4 99.5	
<b>【手当】</b> 管理職手当 10%減額	

#### (4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特定法による措置が無いとした場合の値です。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玉名市	42.6歳	322,800円	361,240円	344,386円
熊本県	43.7歳	344,852円	407,906円	372,704円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
類似団体	42.8歳	325,045円	388,453円	359,832円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
玉名市	44.8歳	10人	262,880円	274,790円	270,380円	—	—	—	—
うち学校給食員	39.4歳	7人	257,157円	271,771円	267,871円	調理士	46.1歳	198,200円	137.1%
うちその他の技能労務職	57歳	3人	276,233円	281,834円	276,233円		歳	円	
熊本県	49.7歳	329人	334,418円	371,298円	351,169円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850円)	—	309,534円 (325,400円)	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	36人	315,491円	350,999円	336,134円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
玉名市	—	—	—
うち学校給食員	4,202,394円	2,628,700円	159.9%

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成〇～〇年の3ヶ月平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注)

- 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされたものです。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のために国家公務員と同じベース(時間外手当等を除いたもの)で再計算したものです。
- 国の平均給料月額等の( )欄は、給与改定特例法による措置が無い場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区分		玉名市	熊本県	国	
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	163,986円	(172,200円)
	高校卒	140,100円	140,100円	133,417円	(140,100円)
技能労務職	高校卒	137,200円	146,700円	円	円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,454円	361,350円	386,167円	413,700円
	高校卒	225,900円	320,471円	363,400円	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

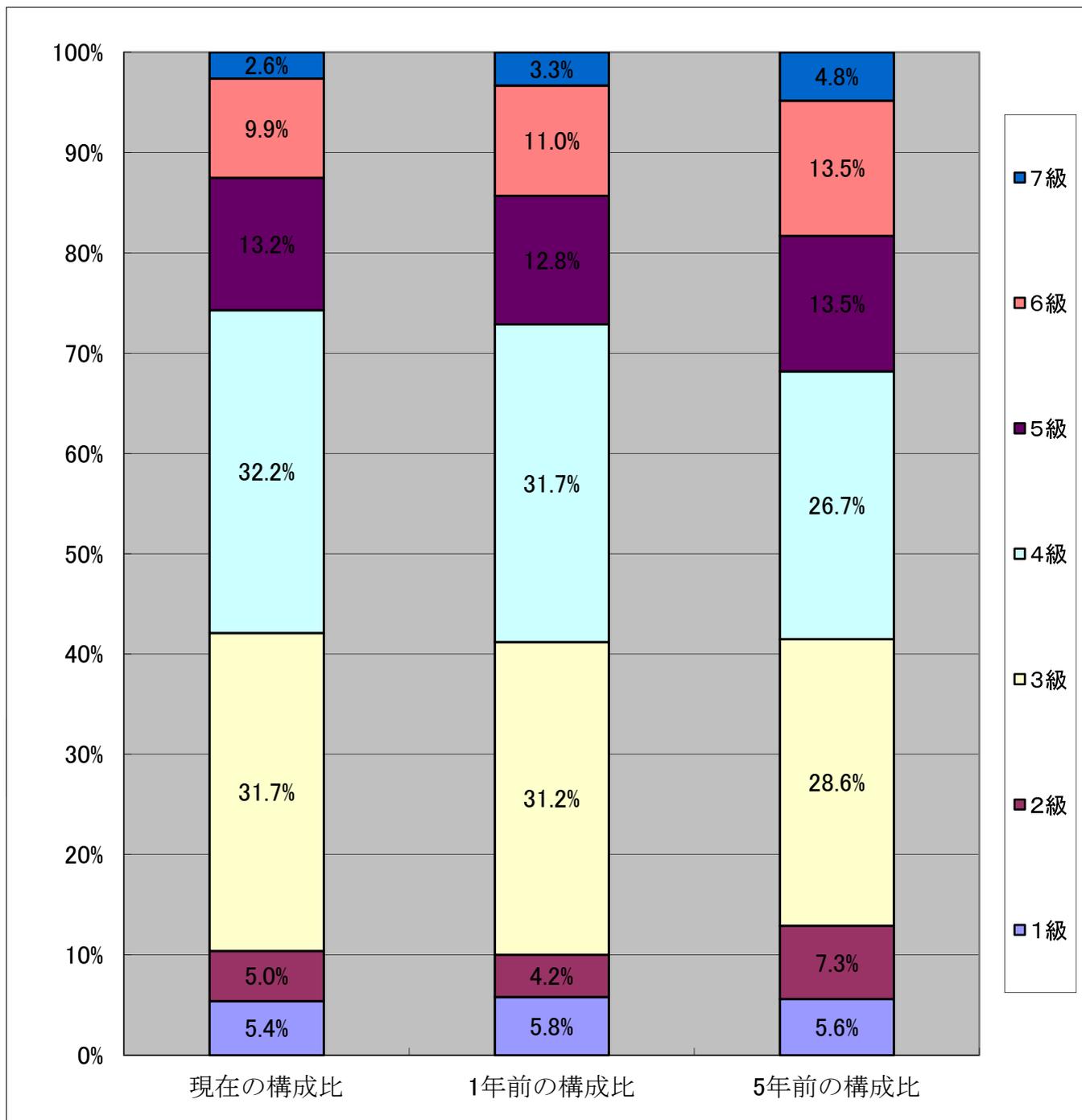
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	23人	5.4%	135,600円	243,700円
2 級	主事、技師	21人	5.0%	185,800円	307,800円
3 級	係長、参事、主査、主任、技術主任	134人	31.7%	222,900円	354,700円
4 級	課長補佐、主幹、特に高度な知識経験の係長、参事、主査	136人	32.2%	261,900円	388,300円
5 級	課長、審議員、高度な知識経験の課長補佐、主幹	56人	13.2%	289,200	400,600円
6 級	部長、首席審議員、高度な知識経験の課長、審議員	42人	9.9%	320,600円	422,600円
7 級	高度な知識経験の部長、首席審議員	11人	2.6%	366,200円	456,200円

(注) 1 玉名市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

一般行政職の級別職員数の推移



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員を対象とした能力・実績に基づく人事評価を昇給に反映していませんので、昇給区分に差を設けていません。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

玉名市	熊本県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,364千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,583千円	1人当たり平均支給額(24年度) — 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

能力・実績に基づく人事評価を成績率に反映していませんので、差を設けず一律の支給を行っています。

### (2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

玉名市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	24,155千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績(24年度)		742千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度)		370,875円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区	18%	1人	18%
福岡市	10%	1人	10%

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日)

支給実績		1,449千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		22,289円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)		12.80%		
手当の種類 (手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
市税事務従事手当	市税事務に従事する職員	市税の賦課徴収業務	1,137千円	日額 220円
防疫等作業手当	感染症発生地での消毒及び患者の処置に従事した職員	感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	—	日額 500円
清掃作業手当	ごみ収集に従事した職員	不法投棄ごみの収集、運搬作業	—	日額 200円
結核患者等訪問指導手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症の患者に対して行う訪問指導及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき行う訪問指導に従事した保健師	左記法律に基づく訪問指導の業務	—	日額 200円
福祉業務手当	生活保護の業務に従事する指導員及び現業員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	281千円	日額 200円
行旅病人等取扱手当	行旅病人及び死亡人等の取扱いに従事した職員	行旅病人又は行旅死亡人の収容業務	—	1件 行旅病人800円 行旅死亡人2,000円
用地交渉等手当	公共事業の実施に伴う用地の取得又は物件移転に伴う補償に係る交渉に従事した職員	用地交渉又は移転補償交渉の業務	31千円	日額 500円

(注) 特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給しています。

(5) 時間外勤務手当 (平成25年4月1日)

支給実績 (平成23年度決算)	70,604千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	158千円
支給実績 (平成24年度決算)	62,820千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	146千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。  
 2 時間外勤務手当とは、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に正規の勤務時間を越えて勤務した場合に支給される手当です。  
 3 休日勤務手当とは、祝日法による休日又は年末年始の休日等の正規の勤務時間内に勤務した場合に、支給される手当です。

(6) その他の手当 (平成25年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当 (月額)	○扶養親族のある職員 ①配偶者13,000円 ②配偶者以外 (ア)6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) (イ)加算措置:16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ		64,287千円	220千円
住居手当 (月額)	○自ら借り受けている住宅若しくは自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給 ①借家の場合は国に準じた方法により手当額を算出し支給(27,000円を限度) ②持ち家の場合は新築又は購入から5年間は一律2,500円を支給し、5年経過後は一律1,000円を支給	同じ		34,356千円	122千円
通勤手当 (月額)	○通勤のために、交通機関や交通用具(自動車等)を利用している通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ①交通機関の利用者:定期券又は回数券等による運賃等相当額で一箇月55,000円を上限に支給 ②自動車等交通用具利用者:通勤距離に応じた月額2,000円(5km未満)から24,500円(60km以上)の範囲で支給	同じ		19,763千円	44千円
管理職手当 (月額)	○管理又は監督の地位にある課長級以上の職員に職責に応じて定額を支給 ①部長級(51,000円~47,000円) ②課長級(45,000円~30,000円)	同じ		30,776千円	452千円
管理職員特別手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ①1回につき4,000円(6時間を越える場合の勤務は6,000円)			0	0

(注) 給料や各種手当を国の制度と比較しているのは、地方公務員法において国家公務員との均衡の原則が規定されて

## 6 特別職等の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	616,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		(880,000円)	1,000,000円/	440,000円
	副市長	609,300円	804,000円/	
		(677,000円)	375,000円	
報酬	議長	419,000円	698,000円/	
	副議長	383,000円	620,000円/	
	議員	359,000円	560,000円/	
期末手当	(24年度支給割合)			
	市長 副市長	6月期 1.40月分	12月期 1.55月分	計 2.95月分
	加算措置 有			
期末手当	(24年度支給割合)			
	教育長	6月期 1.225月分	12月期 1.375月分	計 2.60月分
	加算措置 有			
期末手当	(24年度支給割合)			
	議長 副議長 議員	6月期 1.40月分	12月期 1.55月分	計 2.95月分
	加算措置 有			
勤勉手当	(24年度支給割合)			
教育長	6月期 0.675月分	12月期 0.675月分	計 1.35月分	
加算措置 有				
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×500/100×在職年数	17,600,000円	任期毎
		給料月額×290/100×在職年数	7,853,200円	任期毎
	給料月額×240/100×在職年数	5,299,200円	任期毎	
	備考			

(注) 1 給料の欄( )内は、市長(30%)・副市長(10%)・教育長(10%)の減額措置を行う前の給料月額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)の勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

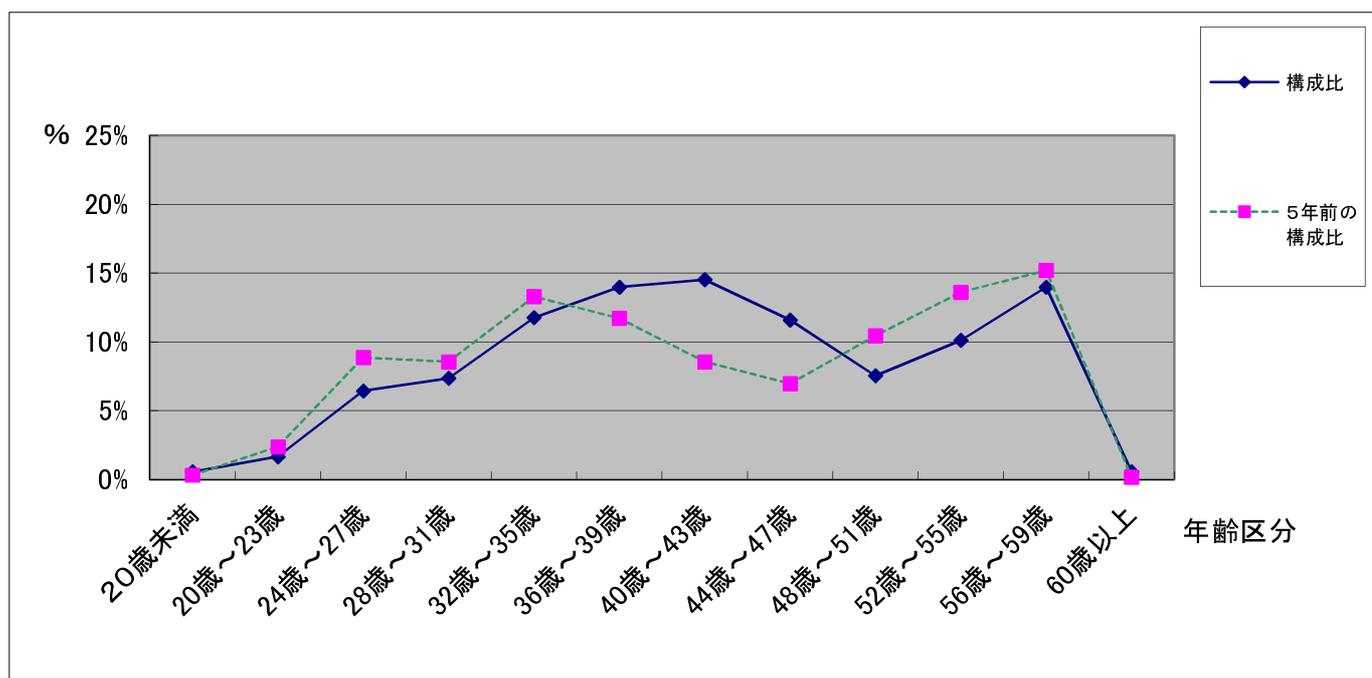
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日）

部門		区分	平成24年	平成25年	対前年 増減数	主な増減理由
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	6	6	0	支所業務縮小 欠員不補充 課新設、 機構改革（係の移管） 業務増 業務増 業務増
		総務	157	131	▲ 26	
		税務	27	26	▲ 1	
		労働	0	0	0	
		農水	39	50	11	
		商工	11	14	3	
		土木	44	45	1	
		民生	109	114	5	
		衛生	30	32	2	
		計	423	418	▲ 5	<参考> 1万人当たりの職員数 60.42人 (類似団体の1万人当たりの職員数 53.82人)
	教育 部門	教育	70	69	▲ 1	退職不補充
	小計	493	487	▲ 6	<参考> 1万人当たりの職員数 70.39人 (類似団体の1万人当たりの職員数 72.62人)	
公営 企業 等会 計部 門	水道	11	12	1	業務増	
	下水道	17	15	▲ 2	欠員不補充	
	その他	28	30	2	業務増	
	小計	56	57	1		
合計		549	544	▲ 5	<参考> 1万人当たりの職員数 78.63人	
		[600]	[600]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	9人	35人	40人	64人	76人	79人	63人	41人	55人	76人	3人	544人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	489	476	456	435	423	418	▲71人 (▲14.5%)
教育	81	75	71	71	70	69	▲12人 (▲14.8%)
普通会計	570	551	527	506	493	487	▲83人 (▲14.6%)
公営企業等会計	62	61	57	57	56	57	▲5人 (▲8.1%)
総合計	632	612	584	563	549	544	▲88人 (▲13.9%)

(注) 職員数は、各年における定員管理調査において報告した部門別の数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考) 23年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	602,346	119,036	53,202	8.8	10.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	11	35,008	5,210	12,984	53,202	4,837

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数です。

《参考》団体平均 一人当たり給与費 6,258千円
---------------------------------

##### イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
玉名市	44.2歳	339,188円	462,852円
団体平均	45.2歳	353,532円	520,694円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。  
2 上記①及び②に「団体平均」とは、全国の市町村（政令指定都市を除く）の平均です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玉名市企業職員		玉名市職員（企業職員を除く）	
1人当たり平均支給額（24年度）		1人当たり平均支給額（24年度）	
1,449千円		1,363千円	
（24年度支給割合）		（24年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職務の級による加算措置		職務の級による加算措置	
役職加算	5%～15%	役職加算	5%～15%

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

玉名市企業職員			玉名市職員（企業職員を除く）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円			1人当たり平均支給額 — 千円 24,155千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区	18%	— 人	18%
福岡市	10%	— 人	10%

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日）

支給実績（平成24年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）	— %
手当の種類（手当数）	0

オ 時間外勤務手当（平成25年4月1日）

支給実績（平成23年度決算）	882千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	88千円
支給実績（平成24年度決算）	530千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	59千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（平成25年4月1日）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当 (月額)	○扶養親族のある職員 ①配偶者13,000円 ②配偶者以外 (ア)6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円)(イ)加算措置:16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ		2,268千円	324千円
住居手当 (月額)	○自ら借り受けている住宅若しくは自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給 ①借家の場合は国に準じた方法により手当額を算出し支給(27,000円を限度)②持ち家の場合は新築又は購入から5年間は一律2,500円を支給し、5年経過後は一律1,000円を支給	同じ		491千円	123千円
通勤手当 (月額)	○通勤のために、交通機関や交通用具(自動車等)を利用している通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ①交通機関の利用者:定期券又は回数券等による運賃等相当額で一箇月55,000円を上限に支給 ②自動車等交通用具利用者:通勤距離に応じた月額2,000円(5km未満)から24,500円(60km以上)の範囲で支給	同じ		348千円	35千円
管理職手当 (月額)	○管理又は監督の地位にある課長級以上の職員に職責に応じて定額を支給①部長級(51,000円~47,000円)②課長級(45,000円~30,000円)	同じ		456千円	456千円
管理職員特別手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ①1回につき4,000円(6時間を越える場合の勤務は6,000円)			—	—